

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和2年4月17日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省国土地理院

2 作業の種類

基本測量（空中写真撮影）

3 作業期間

令和2年6月5日から令和3年3月31日まで

4 作業地域

静岡市、浜松市、沼津市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、伊豆市、  
菊川市、牧之原市、河津町、松崎町、西伊豆町、吉田町、森町